

令和元年度決算に基づく射水市の健全化判断比率について

健全化判断比率とは、「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「実質公債費比率」及び「将来負担比率」の4つの指標からなり、それぞれ、標準的に収入が見込まれる地方税などの一般財源(標準財政規模)等に対する割合を示すものです。

この健全化判断比率のいずれかが一定の基準以上となった場合には、「財政健全化計画」又は「財政再生計画」を策定し、財政の健全化を図らなければなりません。

令和元年度決算に基づく射水市の健全化判断比率は、全ての指標において早期健全化基準を大きく下回っています。引き続き安定した財政基盤の確立・経営に努めてまいります。

(単位：%)

項 目	本市の算定値	早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	—	12.08	20.00
②連結実質赤字比率	—	17.08	30.00
③実質公債費比率	9.2	25.0	35.0
④将来負担比率	89.7	350.0	

※ 実質赤字比率・連結実質赤字比率の「－%」は、実質的な赤字額が発生していないことを表しています。

※ 将来負担比率の「－%」は、実質的な将来負担が発生していないことを表しています。

※ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の早期健全化基準は射水市の場合のもの（地方公共団体により数値が異なる）

※ 早期健全化基準とは・・・「イエローカード」に当たるもので、この基準以上である場合には自主的な改善努力が義務付けられ、「財政健全化計画」を策定し、財政の健全化に取り組まなければなりません。

※ 財政再生基準とは・・・「レッドカード」に当たるもので、この基準以上である場合には国等の関与の下で財政再生を行わなければならない、「財政再生計画」を策定し、財政の再生を図らなければなりません。

① 実質赤字比率 【令和元年度 なし】

地方公共団体の主要な会計である一般会計等に生じている赤字の大きさを、標準財政規模に対する割合で表したものです。

本市における指標の算定対象となるのは一般会計です。

令和元年度決算では実質収支は黒字であることから、実質赤字比率は算定されませんでした。

$$\text{実質赤字比率 (\%)} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

※ 一般会計等…一般会計及び一般会計等に属する特別会計

※ 標準財政規模…市の標準的な一般財源の規模

② **連結実質赤字比率** 【令和元年度 なし】

連結実質赤字比率は、実質赤字比率の対象である一般会計のほか国民健康保険事業特別会計や公営企業である水道事業など、本市の全会計の収支を連結することによって、市全体の財政状況を把握するものです。

令和元年度決算では、一般会計及び特別会計ともに実質収支が黒字であり、また、公営企業会計全体として資金不足額がなかったことから、連結実質赤字比率は算定されませんでした。

連結実質赤字比率 (%)	=	$\frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$
--------------	---	--

③ **実質公債費比率** 【令和元年度 9.2%】

当該年度における借入金（地方債）の**実質的な返済額**（公債費）の大きさを、標準財政規模に対する割合で表したもので、3か年の平均値で表します。

この比率が、18.0%を超えると市債発行に対して許可が必要となり、25.0%を超えると市債発行が一部制限されます。

令和元年度決算に基づく比率は、9.2%（前年度比△0.6ポイント）となりました。

実質公債費比率 (%) (3か年平均)	=	$\frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$
------------------------	---	--

※ 準元利償還金…特別会計等の公債費に係る繰出金、公債費に準ずる債務負担行為に係る支出予定額等
 ※ 基準財政需要額算入額…普通交付税の額の算定上、基準財政需要額に算入された額

④ **将来負担比率** 【令和元年度 89.7%】

標準財政規模を基本とした額に対する一般会計が将来負担しなければならない**実質的な負債**を示す比率です。将来負担しなければならない負債とは、一般会計等の市債残高や公営企業債のうち一般会計からの今後の繰出見込額などです。

令和元年度の比率は、89.7%（前年度比△0.5ポイント）となりました。

将来負担比率 (%)	=	$\frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$
------------	---	--

※ 将来負担額…地方債現在高、債務負担行為の支出予定額、特別会計等の公債費に対する繰出見込額、退職手当支給予定額及び設立法人（土地開発公社）に対する負担見込額等の合計

◆参考・これまでの推移◆

「実質公債費比率」及び「将来負担比率」の数値は、平成21年度から11年連続で減少（改善）しています。

本市では、財政健全化の推進のため、市の借金である市債の発行にあたり、合併特例事業債などの有利な市債を最大限に活用しています。

国からの地方交付税の代替財源である臨時財政対策債（返済額の100%が後年度の地方交付税で措置される市債）の残高の増加等により、借入金残高は増加していますが、実質的な負担は着実に減少しています。

また、市債の繰上償還や市の貯金である基金への積立を積極的に実施しており、指標の減少（改善）につながっています。

単位：％

年度	実質公債費比率		将来負担比率	
	比率	増減(前年度比)	比率	増減(前年度比)
平成19年度	16.6		180.1	
平成20年度	16.8	0.2	185.1	5.0
平成21年度	16.4	▲ 0.4	173.3	▲ 11.8
平成22年度	16.1	▲ 0.3	156.8	▲ 16.5
平成23年度	16.0	▲ 0.1	147.4	▲ 9.4
平成24年度	15.6	▲ 0.4	128.1	▲ 19.3
平成25年度	14.9	▲ 0.7	122.1	▲ 6.0
平成26年度	13.0	▲ 1.9	109.0	▲ 13.1
平成27年度	11.8	▲ 1.2	104.7	▲ 4.3
平成28年度	10.7	▲ 1.1	102.6	▲ 2.1
平成29年度	10.3	▲ 0.4	98.5	▲ 4.1
平成30年度	9.8	▲ 0.5	90.2	▲ 8.3
令和元年度	9.2	▲ 0.6	89.7	▲ 0.5